

第4章 圏域区分の設定

4-1 圏域区分の設定について

(1) 圏域を設定する必要性

水道は地勢等の自然的条件や社会情勢の変化等により、水源、水道施設の設置状況、水道事業の運営状況及び財政基盤等が地域によってそれぞれ異なるため、取るべき施策も各地域の特徴に合わせて検討していく必要があります。

このため、水道事業の現状や将来にわたる課題について、広域的観点から地域毎に整理し、将来に向けた目標の設定やその実現方策を検討するため、広域的な地域である「圏域」を設定し、圏域毎に現状分析や今後の取組を検討することとします。

4-2 圏域区分の設定の考え方

(1) 都道府県水道ビジョン作成の手引きにおける考え方

厚生労働省が作成した「都道府県水道ビジョン作成の手引き」のなかで、圏域の区分は、水道事業を適切に運営していくため地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域が、いずれかの圏域に含まれるよう設定し、その根拠となった考え方を記述することとしています。また、設定した圏域内において、人材配置、施設管理、又は財源確保の諸事情を考慮して、水道事業の運営基盤が強靱で、持続可能な規模であることとされています。

なお、圏域の設定にあたっては、以下の要件に適合するよう配慮することとされています。

- ① 地勢、水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること
- ② 圏域内のすべての水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる技術的財政的基盤を備えていること
- ③ 管理の共同化や危機管理時の広域的な応援体制などでは、都道府県を越えた範囲の設定もありうること
- ④ 既存の圏域区分がある場合には、市町村合併による行政的社会的情勢の変化などを踏まえてその検証を行い、必要に応じて圏域を見直し都道府県ビジョンに位置づけることが望ましいこと
- ⑤ 圏域内の水道事業者間における発展的広域化の検討の推進が確実に実行される範囲を設定すること

(2) 群馬県としての方針

水道事業の現状及び将来にわたる課題について、事業者単独では解決できないものについては、従来の行政区域の枠を越えた広域的な視点から連携を図り、対応していく必要があります。

また、地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、県内のすべての地域がいずれかの圏域に含まれるように設定し、圏域毎の現況や課題の抽出及び将来目標の設定とその実現方策を検討することが求められています。

群馬県水道ビジョンにおける目標設定については、50年先を視野に入れつつ、当面の目標として10年間の具体的な設定とすることとしています。その期間内で取り組む方策を検討する場合、将来的な事業統合や施設の統廃合といった広域化に向けてその足掛かりとなる取組を進めていくことが有効であり、まずは近隣事業者との協力関係を持つための取組から開始し、また既に協力体制の整っている地域については、それを強化する方向性で取組を進めることが、効率的かつ効果的であると考えられます。このことから、本ビジョンでは、既存の連携体制を踏まえた圏域区分の設定が望ましいと考えます。

これにより、本県における圏域の設定は、既存の連携体制等を重視しながら各地域の地形特性や水源の分布状況、地域性等を踏まえて5つの圏域（県央、西部、吾妻、利根沼田、東部）に区分しました（図4-1）。

この5圏域を基本として将来的な事業統合や施設の統廃合といった広域化に向けた取組を進めていきますが、後述する「水道広域化推進プラン」の策定や事業者間の協議の進展により、各水道事業者間の広域化の方向性が具体化した場合には、それにあわせて圏域を見直すなど柔軟に対応することとします。



圏域別 事業者間の連携体制状況

圏域名	既存の連携体制等
県央圏域	・全ての構成市町村が県の水道用水供給事業の受水団体となっている
西部圏域	・西毛地域水道事業者協議会を設立し、災害時相互応援協定の締結や各種研修会を定期的に開催
吾妻圏域	・吾妻広域町村圏振興整備組合を通じた各種事務システムの共同化の検討 ・吾妻郡水道協会を通じた水質検査業務の共同委託を実施
利根沼田圏域	・利根沼田簡易水道協会を通じた水質検査業務の共同委託を実施
東部圏域	・平成28年度に桐生市以外の3市5町の上下水道事業が事業統合（群馬東部水道企業団） ・岡毛6市で構成される岡毛地域水道事業者協議会による災害時相互応援協定の締結や課題研究を実施

図4-1 圏域区分図

4-3 各圏域の概況

(1) 各圏域の概況 (構成市町村、面積、人口、水道の状況、県との関係)

○県央圏域

この圏域は、前橋・高崎・伊勢崎・渋川を中核都市とする4市2町1村で構成される圏域であり、県内でも人口集積が高く、本県の都市機能や産業の中心的役割を担っているため、水需要が最も多い地域となっています。

水源については、かつては地下水に多くを依存していましたが、全ての構成市町村が県の水道用水供給事業（県央第一及び県央第二水道）の受水団体となっており、利根川の表流水への水源の転換が図られています。

○西部圏域

この圏域は、前橋・高崎両市の周辺都市としての性格を持っており、藤岡、富岡、安中の都市を中心とした農山村地帯で、3市3町2村で構成されています。

水源については、碓氷川、鐺川、神流川等の表流水を主に利用しており、生産活動が水系毎に連帯していますが、構成市町村の水道事業者により西毛地域水道事業者協議会が設立され、災害時相互応援協定の締結や各種研修会等を定期的に行うなど、水道事業者間の連携、協力体制が進んでいる圏域です。

○吾妻圏域

この圏域は、吾妻広域町村圏の4町2村で構成される圏域であり、県北西部の山間地に位置し、豊富な温泉を始めとする観光資源に恵まれた県を代表する観光圏域となっています。面積は県全体の約20%を占めていますが、人口は県全体の約3%で、近年は人口減少と少子高齢化が急速に進んでいます。

圏域総面積の約8割は林野で、良質で豊富な地下水や湧水を水源として主に利用しており、構成町村の水道事業者により地元水道協会を通じた水質検査業務の共同委託や吾妻広域町村圏振興整備組合を通じた各種事務システムの共同化を検討するなど、圏域内事業者間の連携が進んでいる圏域でもあります。

○利根沼田圏域

この圏域は、利根沼田広域市町村圏の1市1町3村で構成される圏域であり、尾瀬に代表される3つの国立公園や谷川岳などの8つの日本百名山、利根川など、豊かな自然環境に恵まれており、古くからの温泉地が栄えるなど、吾妻圏域と地勢的に類似した圏域となっています。

水源については、利根川、片品川等の表流水や豊富な地下水を水源として利用しており、特に、この圏域は利根川源流の水源地域として首都圏の経済・生活を支えています。

また、構成市町村の水道事業者により地元水道協会を通じた水質検査業務の共同委託を実施するなど、圏域内事業者間の連携が進んでいる圏域でもあります。

○東部圏域

この圏域は、群馬県東部地域を貫流する渡良瀬川と利根川に挟まれた4市5町で構成される圏域で、本県における工業生産活動の中核的役割を担う地域として発展し、水需要が県央圏域に次いで多い圏域となっています。

水源については渡良瀬川、利根川の表流水、同一地下水系による地下水が利用されていますが、県央圏域と同様に水道用水供給事業の整備により、地下水から表流水への水源の転換が図られています。

近年では、平成28年度に桐生市以外の3市5町の上水道事業が「群馬東部水道企業団」として事業統合するなど、県内水道事業の広域化・広域連携が最も進んでいる圏域であり、また、両毛6市で構成される両毛地域水道事業者協議会において、災害時相互応援協定の締結や課題研究を行うなど、県境を越えた協力関係を構築している圏域でもありません。

表4-1 各圏域の状況

圏域名	構成市町村	面積 (km ²)	行政区域内人口 (人)	
県央圏域	前橋市 高崎市 伊勢崎市 渋川市 榛東村 吉岡町 玉村町	4市2町1村	1,224.62	1,078,624
西部圏域	藤岡市 富岡市 安中市 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町	3市3町2村	1,241.72	202,831
吾妻圏域	中之条町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村 東吾妻町	4町2村	1,278.55	57,221
利根沼田圏域	沼田市 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町	1市1町3村	1,765.69	85,029
東部圏域	桐生市 太田市 館林市 みどり市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町	4市5町	851.75	574,570

【出典】 群馬県総務部市町村課「平成29年度群馬県市町村要覧」

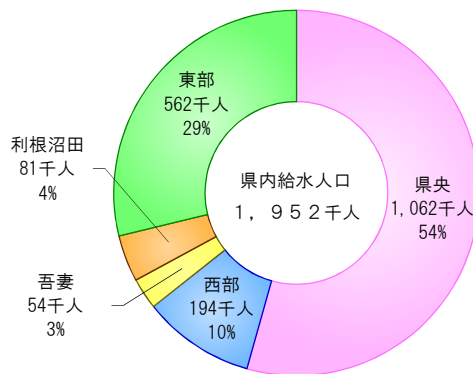


図4-2 圏域別給水人口

【出典】 平成28年度水道統計

表4-2 圏域別水道普及状況と事業数

圏域名	項目 年度	総人口 千人	給水人口				水道 普及率 %	水道事業数				水道用水供給事業	
			上水道 千人	簡易水道 千人	専用水道 千人	合計 千人		上水道 箇所	簡易水道 箇所	専用水道 箇所	合計 箇所	給水対象 人口 千人	事業数
県央圏域	H19	1,067	1,038	22	3	1,062	99.6	12	31	47	90	0	2
	H20	1,068	1,040	21	2	1,063	99.6	12	31	47	90	0	2
	H21	1,067	1,041	21	1	1,063	99.6	10	30	45	85	0	2
	H22	1,072	1,047	20	1	1,069	99.7	10	30	46	86	0	2
	H23	1,070	1,047	20	1	1,069	99.9	10	29	46	85	0	2
	H24	1,068	1,044	20	1	1,066	99.8	10	30	47	87	0	2
	H25	1,066	1,044	18	1	1,063	99.8	7	27	49	83	0	2
	H26	1,066	1,044	18	2	1,064	99.9	7	27	52	86	0	2
	H27	1,065	1,043	18	1	1,062	99.8	7	27	47	81	0	2
H28	1,063	1,042	18	2	1,062	99.9	7	27	46	80	0	2	
西部圏域	H19	214	195	16	0	211	98.8	5	50	14	69	0	0
	H20	212	193	16	0	209	98.5	5	50	15	70	0	0
	H21	210	192	16	0	207	98.6	5	50	15	70	0	0
	H22	209	190	15	0	205	98.3	5	49	12	66	0	0
	H23	207	189	15	0	204	98.5	5	48	11	64	0	0
	H24	205	188	14	0	202	98.7	5	48	11	64	0	0
	H25	203	186	14	0	200	98.6	5	42	11	58	0	0
	H26	200	184	13	0	198	98.7	5	42	10	57	0	0
	H27	199	186	10	0	196	98.8	5	31	10	46	0	0
H28	196	184	10	0	194	98.8	5	31	10	46	0	0	
吾妻圏域	H19	63	34	28	0	61	96.7	5	61	36	102	0	0
	H20	63	34	27	0	61	97.1	5	55	34	94	0	0
	H21	62	33	27	0	61	97.9	5	55	36	96	0	0
	H22	60	33	26	0	59	97.8	5	55	37	97	0	0
	H23	60	32	26	0	58	97.4	5	55	39	99	0	0
	H24	59	32	25	0	57	97.6	5	55	39	99	0	0
	H25	58	32	25	0	57	98.4	5	55	39	99	0	0
	H26	57	31	24	0	56	98.6	5	55	39	99	0	0
	H27	56	31	24	0	55	98.7	5	54	40	99	0	0
H28	55	30	23	0	54	98.8	5	54	40	99	0	0	
利根沼田圏域	H19	91	40	50	0	90	99.0	3	61	21	85	0	0
	H20	90	39	50	0	89	98.7	2	57	21	80	0	0
	H21	89	39	49	0	88	99.0	2	56	21	79	0	0
	H22	88	39	48	0	87	98.1	2	51	21	74	0	0
	H23	87	38	48	0	86	98.8	2	50	22	74	0	0
	H24	86	37	46	0	84	97.7	2	50	22	74	0	0
	H25	85	37	47	0	84	98.7	2	49	22	73	0	0
	H26	84	36	46	0	83	99.1	2	49	22	73	0	0
	H27	83	36	46	0	82	98.7	2	49	22	73	0	0
H28	81	42	38	0	81	99.2	2	38	21	61	0	0	
東部圏域	H19	576	566	5	0	572	99.2	9	3	7	19	0	2
	H20	575	566	5	0	571	99.3	9	3	7	19	0	2
	H21	572	563	5	0	568	99.2	9	3	7	19	0	2
	H22	573	565	5	0	570	99.5	9	3	7	19	0	2
	H23	571	563	5	0	568	99.4	9	3	7	19	0	2
	H24	568	561	4	0	565	99.5	9	3	7	19	0	2
	H25	567	559	4	0	563	99.4	9	3	6	18	0	2
	H26	565	557	4	0	561	99.4	9	3	8	20	0	2
	H27	566	558	4	0	563	99.4	9	3	8	20	0	2
H28	564	560	2	0	562	99.6	2	1	9	12	0	2	
各年度ごとの合計	H19	2,011	1,873	120	3	1,997	99.3	34	206	125	365	0	4
	H20	2,008	1,872	119	3	1,993	99.3	33	196	124	353	0	4
	H21	2,001	1,868	117	2	1,987	99.3	31	194	124	349	0	4
	H22	2,003	1,873	114	2	1,989	99.3	31	188	123	342	0	4
	H23	1,995	1,870	113	2	1,985	99.5	31	185	125	341	0	4
	H24	1,985	1,862	110	2	1,974	99.4	31	186	126	343	0	4
	H25	1,978	1,857	108	2	1,967	99.5	28	176	127	331	0	4
	H26	1,971	1,852	107	2	1,962	99.5	28	176	131	335	0	4
	H27	1,968	1,854	102	2	1,958	99.5	28	164	127	319	0	4
H28	1,960	1,858	92	2	1,952	99.6	21	151	126	298	0	4	

【出典】水道統計

4-4 各圏域の検討体制

(1) 本ビジョン策定の検討体制

圏域毎の課題の抽出や今後の取組を検討するにあたり、平成28年度から県及び市町村等の水道事業者による「群馬県水道ビジョンの策定に係る広域連携検討会」（以下、「広域連携検討会」という。）を設置し、設定した圏域区分毎の広域化について、県各関係課や水道事業者が連携して検討を行ってきました（図4-3）。これまでに将来的な事業統合や施設の統廃合といった広域化に向けて、その足掛かりとなる連携策を圏域毎に設定し、各連携策の実現可能性の検討について今後取り組むこととしています。

また、平成29年度からは学識経験者、水道需要者、水道事業者を委員とした「群馬県水道ビジョン検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置しており、広域連携検討会等において検討を行った広域化方策を検討委員会に諮ることで第三者の意見を聴取しながら検討を進めました。

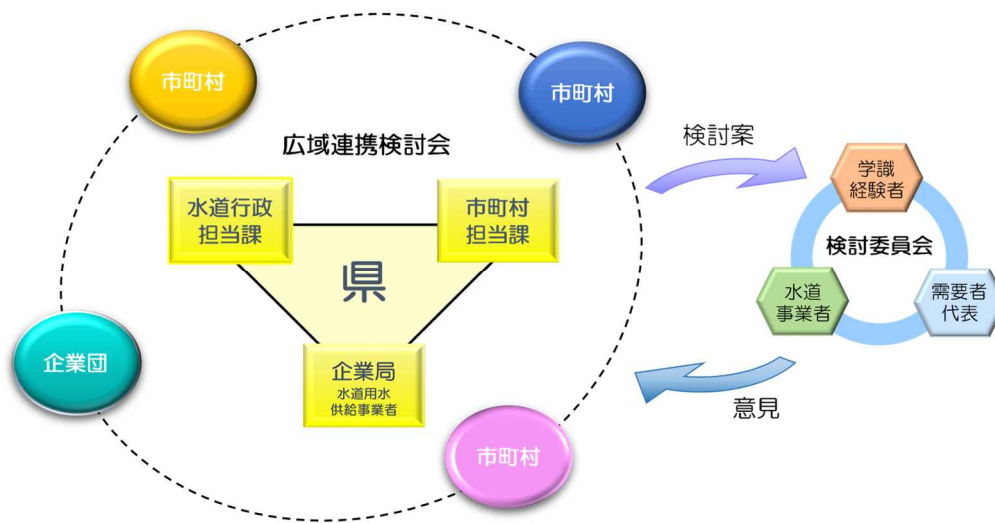


図4-3 本ビジョン策定に向けた検討体制のイメージ